

NET 119 緊急通報システムのご案内

NET 119 とは

NET119 緊急通報システムは、音声を用いず、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報できるシステムです。



★聴覚や言語機能の障害によって音声での会話が困難な方が、火災、救急、救助要請を必要とする際に音声によらない119番通報（画面操作、ボタン操作、チャット操作）をすることができます。

★通報時には、チャットにより詳しい状況を伝えることができます。

★事前に「自宅」や「よく行く場所」の住所を登録することで、簡単に通報場所を伝えることができます。

事前登録方法

詳しい内容は右のQRコード①を読み取るか、r.kimotsuki@net119.speecan.jp に空メールを送信してください。



登録方法、利用方法については右のQRコード②を読み取り、動画をご覧ください。



上手く聞き分けができません
聴覚障害

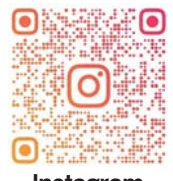


会話が上手くできません
言語障害

お問い合わせ先
大隅肝属地区消防組合 指令課
電話：0994-52-0119
mail：sireika@fd-kimotsuki.jp



ホームページ



Instagram

消費生活相談

海産物の電話勧誘トラブルに注意

相談事例

- ①自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。
- ②海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。



●一言助言●

- ・電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ・ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- ・断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。

■電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

消費生活相談窓口（鹿屋市消費生活センター）☎0994(31)1169 消費者ホットライン☎188

